別表六(十七)の表中「差引当期税額基準額残額 ⑬－⑭－(別表六(二十五)「15」)」を「差引当期税額基準額残額 ⑬－⑭－(別表六(二十三)「15」)」に改め、同表の記載要領第１号中「(第３号において「令和５年旧措置法」という。)第42条の６第２項若しくは第３項」を「第42条の６第３項」に改め、「受ける場合」の次に「(当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において租税特別措置法第42条の６第３項の規定の適用を受けようとする場合を含む。)」を加え、同第２号中「又は令和５年旧措置法第42条の６第１項第１号から第３号まで」を削り、「租税特別措置法第42条の６第１項第５号又は令和５年旧措置法第42条の６第１項第４号」を「同項第５号」に改め、同表を別表六(十五)とする。

別表六(十八)の記載要領第１号中「。次号において「令和４年改正法」という。」を削り、「(次号」を「(以下この号及び次号」に改め、「第７条の規定による改正前の租税特別措置法」の次に「(以下この号において「令和３年旧措置法」という。)」を、「受ける場合」の次に「(当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において租税特別措置法第42条の９第２項、令和４年旧措置法第42条の９第２項又は令和３年旧措置法第42条の９第２項の規定の適用を受けようとする場合を含む。)」を加え、同第２号中「又は令和４年改正法附則第40条第２項若しくは第３項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第42条の９第１項」を削り、同表を別表六(十六)とし、別表六(十九)を別表六(十七)とする。

別表六(二十)の表中「⑾のうち(7)が平成31年３月31日以前であるものに係る額の合計額」を「⑾のうち(7)が令和６年３月31日以前であるものに係る額の合計額」に、「⑾のうち(7)が平成31年４月１日以後であるものに係る額の合計額」を「⑾のうち(7)が令和６年４月１日以後であるものに係る額の合計額」に、「⑭のうち(6)が平成31年３月31日以前であるものに係る額」を「⑭のうち(6)が令和６年３月31日以前であるものに係る額」に、

$((⑫-⑬)+((⑯-⑰))\times\frac{12}{100}+(⑬+⑰)\times\frac{6}{100}$	$((⑫-⑬)+((⑯-⑰))\times\frac{10}{100}+(⑬+⑰)\times\frac{5}{100}$
$((⑭-⑮)-((⑯-⑰))\times\frac{10}{100}+(⑮-⑰)\times\frac{5}{100}$	$((⑭-⑮)-((⑯-⑰))\times\frac{8}{100}+(⑮-⑰)\times\frac{4}{100}$

を

に改め、同表の記載要領第１号中「法人が」の次に「租税特別措置法第42条の11第２項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第８号）第13条の規定による改正前の」を加え、同表を別表六(十八)とし、同表の次に次の１表を加える。